

職員の懲戒処分について

令和7年12月22日

地方公務員法に基づき、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1 被処分者

消防職員（管理職）

2 処分に係る事案の内容

当該職員は、令和6年度から令和7年度において、部下職員に対し、ハラスメントを行ったもの。

3 処分年月日

令和7年12月22日

4 処分内容

戒告

5 今後の対応

全職員へ消防局長命で服務規律確保の徹底を指示いたしました。再発防止として、全職員に対しハラスメント研修を実施し、職場環境の改善に組織を挙げて取り組んでまいります。

6 消防局長（浅見 篤）コメント

消防行政に対する住民の信頼を著しく損なうものであり、深くお詫び申し上げます。
この度のことを重く受け止め、再発防止の徹底に全力を挙げて取り組んでまいります。

7 その他

ハラスメント行為の内容や被害者に関する情報については、被害者の特定やプライバシーを侵害するなど、二次被害を发生させる恐れがある為、公表は控えさせて頂きます。

川越地区消防局 総務課